

夏の奨学金登録 よくあるご質問

◆ ご案内

本ページでは、夏の奨学金登録に関するよくある質問を項目別にまとめています。各項目から、ご自身の状況に応じた内容をお選びください。

◆よくある質問カテゴリ一覧(クリックで移動)

1. 奨学金登録について	1
2. 奨学金登録票(A)のシステム入力について	2
3. 奨学金登録票(A)の成績記入欄(高校)について※1年生のみ	2
4. 家族構成について	3
5. 書類提出・締切・不備対応	3
6. 提出する所得に関する証明書	4
7. 国による修学支援新制度(多子世帯の授業料減免を含む)、JASSO 貸与奨学金について	6

1. 奨学金登録について

Q1 夏の奨学金登録の対象者を教えてください

A1 学部生は、2025年9月入学の新1年生、在学生ともに申請可能です。

大学院生は、2025年9月入学の新1年生のみ申請可能です。

Q2 夏の奨学金登録の申請方法を教えてください。

A2 新入生(2025年9月入学の学部・大学院新1年生)は、受験ポータルサイト「UCARO(ウカロ)」を通じて奨学金登録専用サイトにログインしてください。奨学金登録(WEB申請)の専用サイトへのアクセス方法は、各学部・研究科より配付される「入学手続の手引き」に掲載しておりますので、そちらをご確認ください。)なお、専用サイトへログインいただいた後の手続きはChallenge掲載のとおりです。

[奨学金情報誌「Challenge」などダウンロード](#)

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/download/>

学部の在学学生(2025年4月入学者含む)はMyWasedaの「奨学金申請(奨学金登録票(A))」画面からご申請ください。大学院の在学学生は夏の奨学金登録はできません。

Q3 夏の奨学金登録で申請できる奨学金の種類を教えてください。

A3 学内奨学金(校友会以外)と日本学生支援機構奨学金のみです。

2. 奨学金登録票(A)のシステム入力について

Q4 WEB申請確定後に誤りがみつかったのですが、どうやって訂正すればよいですか？

A4 奨学課にて「申請確定解除」を行いますので、奨学課WEBサイトの「奨学金登録WEB申請「登録の解除」希望申請フォーム」から申請

してください。確定解除後、再度ログインして訂正、WEB申請確定を行い、「奨学金登録票(A)」※をダウンロードして印刷してください。

※MyWASEDA ログイン後 > (画面左側メニュー)奨学金関連 > 奨学金申請(奨学金登録票(A))より入力画面に進めます。

Q5 【新入生のみ】氏名がカナ表記となり、性別と生年月日は表示されません。

A5 新入生の場合、システムの仕様上、氏名はカナ表記、性別および生年月日は非表示となってしまいますが、そのままでも結構です。修正は不要ですが、赤字で訂正していただいても問題ありません。

Q6 海外に住んでいる両親の郵便番号、電話番号、携帯番号を入力できません。

A6 郵便番号は、「000-0000」で入力してください。

電話番号・携帯番号は、国番号や半角記号を含めて、半角20字(桁)まで入力できますので、再度入力してみてください。それでもエラーとなる場合は、空欄のままでも結構です。

Q7 スマートフォンやタブレットから行っていますが、正常に入力できません。

A7 スマートフォンやタブレットでは正常に入力できない場合がありますので、PCから入力してください。

Q8 入力をPCから行っていますが、正常に入力できません。

A8 ブラウザによっては正常に入力できない場合がありますので、Microsoft Edge, Firefox, Google Chrome など、他のブラウザを使用して入力してください。

3. 奨学金登録票(A)の成績記入欄(高校)について※学部1年生のみ(2025年4月入学含む)

Q9 1年生は高等学校成績記入欄に記入・押印してもらう必要はありますか？

A9 2025年4月入学者も含み、学部1年生は高校による成績記入・押印が必要です。

Q10 どうしても高校で奨学金登録票(A)に直接記入・押印をしてもらうことができません。

A10 出身高校が発行した調査書もしくは成績証明書を添付してください。評定平均値が記載されているものを提出してください。

Q11 高校卒業後5年以上経過しているため、成績を証明してもらうことができません。

A11 成績記入欄に「卒業後5年以上経過」とお書きください。成績証明は不要です。

Q12 海外の高校を卒業しました。成績証明書も必要ですか？

A12 卒業証明書だけで結構です。成績証明書の提出は任意です。

なお、記載が英語以外の言語の場合は、学生ご本人が簡単な日本語訳を作成し、添付してください。

4. 家族構成について

Q13 単身赴任している父、離れて暮らしている祖父母は、「生計を一にする」家族に入りますか？

A13 生計を一にするとは、以下の①・②の場合です。(学部学生用 Challenge p.28 に記載)

①同一の家屋に住み、家計が一つの場合

②勤務・就学・療養の都合上、日常の起居を共にしていなくても生活費・学費・療養費等の送金が常に行われている場合(単身赴任など)

次の場合は、「生計を一にする」には該当しません。

○二世帯住宅の場合

○同居していても独立して収入があり、生活費すべてを明確に区別し賄っている場合

5. 書類提出・締切・不備対応

Q14 収入に関する書類の一部が期日までに用意できません。

A14 提出期限は厳守です。奨学金登録期間内に父母の収入に関する書類が完備できない場合、

揃っていない収入に関する書類以外の登録必要書類すべてを期間内に必ず提出してください。

不足書類については、可及的速やかに「不備書類在中」と封筒に記入の上、郵送してください。なお後日連絡用ハガキにて不備書類としてお知らせが届く場合がありますが、既に対応済(郵送・持参済)でしたらその旨、メールにてお知らせください。

Q15 締切日(消印有効)までに書類の提出が間に合いません。

A15 揃っている書類だけでも締切内にご提出ください。期日内には何も書類提出がなく、期日外に提出した場合は期間外として申請は無効となります。その場合、少なくとも奨学金登録票(A)だけは同封してください。登録票(A)を評定平均値記入のために高校に預けてしまう場合は、入力後ダウンロードして印刷した登録票(A)のコピーを期日内に郵送し、後日可及的速やかに原本を送付してください。

Q16 郵送の際は、「書留」や「レターパック」で送るべきですか？

A16 「書留」や「レターパック」を使うことは義務付けていませんが、個別の到着確認にはお答えいたしかねますので、「書留」や「レターパック」等、追跡機能のある送付方法がお勧めです。

なお、申請書類は「信書」にあたるため、メール便では送付できません。

Q17 登録書類を直接奨学課に持参してもいいですか？

A17 消印有効のため、できる限り郵送で提出してください。どうしても直接持参したい場合は、Challenge に記載(学部学生用はP.42、大学院学生用はP.38)の通りに書類をまとめた上、封筒に入れてご提出ください。

Q18 Challenge 綴じこみの所定用紙を破損してしまいました。

A18 早稲田大学奨学課のホームページ「奨学金情報誌 Challenge などダウンロード」からダウンロード、印刷できます。

[奨学金情報誌「Challenge」などダウンロード](#)

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/download/>

Q19 Challenge を取りに行くことができません。郵送してもらえますか？

A19 郵送対応はしておりません。奨学課 WEB サイトからダウンロードしてください。

[奨学金情報誌「Challenge」などダウンロード](#)

<https://www.waseda.jp/inst/scholarship/applying-loans/download/>

Q20 春の登録をしましたが、その後父(母)が退職して家計が変わりました。夏の登録は必要ですか？

A20 同一年度内に再度登録する必要はありませんが、登録票A票の内容を変更しますので、退職証明書(コピー可)と学生本人の印鑑・学生証を持って、奨学課にお越しください。

(給与減額、ボーナス不支給等は、原則として変更の対象にはなりません。ただし、リストラや、著しく給与が減少した場合等は、日本学生支援機構緊急・応急採用に該当する場合がありますのでご相談ください。)

6. 提出する所得に関する証明書

(1) 所得証明書

Q21 所得証明書の収入・所得金額が“****”等の記載となっており、金額が明記されていません。

A 収入・所得金額が“****”等、目隠しされているものは不可です。無収入の場合も所得「0」と明記されていることが必要です。提出する証明書は、「令和7年(令和6年分)の課税(非課税)証明書」となります。

(2) 退職証明書 ※

※退職や転職などで収入が減少したため例外的な対応を希望する場合のみ必要な書類です

Q22 父母が8月末に退職予定のため退職証明書の発行が間に合いません。

A 勤務先から発行された「退職予定証明書」を提出してください。ただし、退職予定は6か月以内のものとしします。

Q23 退職証明書を紛失してしまいました。パートなので提出しなくてもよいですか？

A いいえ。収入がなくなった事実を確認するために退職証明書は必要です。

退職した年の源泉徴収票や離職票(退職年月日の記載がある証明書)を提出してください。

派遣社員・パートなどの場合、契約が終了したことが分かるもの(源泉徴収票の退職欄に「○」があり退職年月日が記載されている等)でも結構です。

Q24 (単発の)アルバイトを何度かしていましたが、退職証明書が出ません。

A-1 【父母の場合】

所得証明書、収入に関する生活状況報告書(申告)及び「取得不可能な証明書に関する申告書」を退職証明書の代わりとして提出してください(源泉徴収票の退職欄に「○」、退職年月日の記載があれば構いません)。

もし、(他の収入があつて)今年確定申告などをされている場合や、令和6年分の源泉徴収票がある場合は、そちらも併せて提出してください。(コピー可)

A-2 【大学院生の場合】(本人)

単発アルバイト等で「退職証明書」や「源泉徴収票」を勤務先から取り寄せることができない場合は、**Challenge 巻末綴込「取得不可能な証明書に関する申告書」**を提出してください。現在、無収入の場合は収入に関する生活状況報告書、他のアルバイトをしている場合は、(大学院版 ChallengeP.32 以降参照)該当するすべての書類を提出してください。

Q25 昨年、父(母)の転勤で両親が海外に在住していたので市役所で父(母)の所得証明書を取得することができません。どうしたらよいですか?母(父)は専業主婦(夫)です。

A 令和7年1月1日時点で日本に在住していなかった場合、令和6年分 課税(非課税)証明書は発行されません。

勤務先に**2024 年中の総収入を証明する書類**(控除前の収入金額を円換算で記載、日本語訳添付)を作成してもらい、提出してください。また、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与および扶養関係の記載も必要となります。なお、2024 年の途中で帰国され、勤務先から令和 6 年分源泉徴収票が発行されている場合は、源泉徴収票と直近の給与明細も併せて提出してください。お母(父)様については、上記の証明書に被扶養者として記載があることと、収入に関する生活状況報告書(配偶者の収入にチェック)の提出が必要です。

なお、お母(父)様が日本に在住していた場合は、所得証明書(非課税証明書)の提出が必要です(学部学生用 Challenge P.34 参照)。転職や退職などで収入が減少し例外的な対応を希望する場合には、学部学生用 Challenge P.35 に記載の該当する証明書を提出してください。

(3) 源泉徴収票 ※

※退職や転職などで収入が減少したため例外的な対応を希望する場合のみ必要な書類です。

Q26 父母ともに給与収入のみのため、源泉徴収票または所得証明書のいずれかを提出すればよいですか?

A いいえ、令和 6 年(2024年)分の源泉徴収票(もしくは確定申告書一表・二表のコピー)と最新の課税(非課税)証明書の両方を提出してください。

(4) 確定申告書

※退職や転職などで収入が減少したため例外的な対応を希望する場合のみ必要な書類です

Q27 税務署・税理士および電子申請による受付印がないのですが受理してもらえますか。

A 受付印が無くても受理します。

2024 年度奨学金登録までは、確定申告書(控)への受付印を必須としておりましたが、国税庁より、『令和 7 年 1 月から申告書等控えへの受付印の押なつを行わない』との発表がありましたので、2025 年度奨学金登録より確定申告書控えへの受付印は不要となりました。

(5) その他

Q28 転職、退職(廃業)をしていますが、課税(非課税)証明書に比べて減収しました。この場合は「例外的な対応」を申請することはできますか。

A 例外的な対応を申請できるのは、「転職・退職などにより家計が急変した場合」に限ります。仮に収入が 2 年前よりも減収(目安 20~30%以上)している場合は、【収入が減った事情書※書式自由】を同封し、課税(非課税)証明書に加え、学部学生用 Challenge (P.35)に記載の該当書類を提出してください。

なお、例外的な対応を行うかどうかは提出された書類を基に当課にて判断しますので、結果的に「課税(非課税)

証明書」の所得にて判定する場合があります。なお、判定結果に関する回答はできかねますのでご了承ください。

Q29 母(父)はパートをしていますが、父(母)の扶養の範囲内なので収入に関する書類は不要ですか？

A お母(父)様には収入があるため、扶養の範囲内であっても収入に関する書類は必要です。学部学生用 Challenge を参照の上、該当する書類を提出してください。

Q30 休職中につき、昨年と給与額が異なります。

A 例外的な対応を希望する場合は、休職中であること、休職中の給与額が証明できるもの(勤務先から証明されたもの)を提出してください。詳細は Challenge (学部学生用 P.34～、大学院学生用 P.37～)を参照してください。

Q31 家のローン等の支払いが多く、家計が困窮しています。ローン等は考慮されますか？

A 考慮しません。住宅ローンについては、借家の場合の家賃が控除の対象にならないのと同様、持ち家のローンは控除の対象となりません。

7. 国による修学支援新制度(多子世帯の授業料減免を含む)、JASSO 貸与奨学金について

Q32 国の給付型奨学金、JASSO 貸与奨学金の申請方法等詳細を教えてください。

A 10月1日より、日本学生支援機構貸与奨学金と共に「国の修学支援新制度(給付奨学金および授業料減免)」の募集を行う予定です。9月中旬頃(日程未定)に奨学課 WEB ページを通じて周知いたします。なお、詳細は10月より所属の学部・研究科事務所で配布する募集要項をご確認ください。

[高等教育の修学支援新制度について\(奨学課 WEB ページ\)](#)

[多子世帯の大学等の授業料等無償化について\(奨学課 WEB ページ\)](#)

【学部生対象】国による修学支援新制度(多子世帯の大学等の授業料等無償化含む)の授業料減免の適用を受けるには、日本学生支援機構の給付型奨学金に採用される必要があります。

以上

学生部奨学課

メールアドレス:syogakukin@list.waseda.jp